

輸送担当窓口運用変更のお知らせ

令和8年10月1日から

窓口の混雑緩和及び受付の円滑化を図るため、
令和8年10月1日から貨物軽自動車運送事業に係る手続き
については、専用窓口（②）にて受付を行います。

<窓口配置イメージ>

入口
(階段側)

発券機
(軽貨物用)

番号札
(上記以外)

①

①

②

軽貨物
専用

②

軽貨物
専用

①窓口で受付する 主な手続き

右記以外

- ・一般旅客
- ・一般貨物
- ・レンタカー
- ・有償運送 など

②窓口で受付する 主な手続き

貨物軽自動車運送事業の

- ・経営届出
- ・変更届出
- ・運賃料金・約款設定届出
- ・廃止届出 など

◆ 発券機の整理番号（窓口②）

⇒ 貨物軽自動車運送事業の手続きをされる方がお取りください。

◆ 紙の番号札（青色）（窓口①）

⇒ 上記以外の手続きをされる方がお取りください。

手続きがご不明な場合は、お近くの輸送担当へお声がけください。

【スムーズなお手続きのために】

- ・ 貨物軽自動車運送事業の届出様式や記載例は、当支局ホームページ及び窓口でご確認いただけます。
- ・ ご来庁前や待ち時間に届出書をご記入いただくと、受付がスムーズになります。



東京運輸支局HP